

社会保険

いばらき

6

7月は算定基礎届の提出時期です

2023 June
NO.539

- ジェネリック医薬品の普及を推進しています
- 健康保険委員の登録・変更はお済みですか？
- 協会けんぽ茨城支部メールマガジン会員募集中
- 土浦年金事務所内の協会けんぽ特設窓口を閉鎖いたします
- 「フォレスパ大子」夏季プール利用補助について



水郷風景（撮影：潮来市）：日本写真家協会会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

日本年金機構からのお知らせ

7月 は 算定基礎届の提出時期です。

被保険者の実際の報酬と年金事務所に届出している標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、7月1日現在で勤務している全ての被保険者に、4・5・6月に支払った報酬を算定基礎届により届出してください。この届出内容に基づき毎年1回、標準報酬月額を決定し直します。

算定基礎届により決定された標準報酬月額は9月分から翌年8月分までの各月に適用され、保険料の計算や健康保険の給付額、将来受け取る年金額等の計算の基礎となります。

なお、算定基礎届の用紙は令和5年6月中旬より、順次、事業所あてに送付いたします。

1 対象となる方

算定基礎届の提出の対象となる方は、7月1日現在の全ての被保険者です。ただし、次に該当する方は算定基礎届の提出は不要です。

- (1) 6月1日以降に資格取得した方
- (2) 6月30日までに退職された方
- (3) 7月・8月・9月改定の月額変更届を提出する方

なお、8月・9月改定の月額変更届に不該当であることが判明した場合は、速やかに算定基礎届を提出してください。

2 届出の内容について

(1) 報酬月額

算定基礎届で届出する報酬月額は、4・5・6月の各月に支払われた報酬を記入してください。例えば、3月1日から31日までの分を4月10日に支払う場合、名目は3月分であっても4月に受けた報酬として記入します。また、記入する報酬は金銭・現物を問わず、労務の対象として支払われたものすべてで、税金等を控除する前の総支給額となります(現物で支給されるものは金銭に換算して現物の欄に計上します)。

(2) 支払基礎日数

支払基礎日数とは給与計算の対象となった日数をいいます。日給制の場合は出勤日数、月給の場合は出勤日数に関係なく、給与計算期間の歴日数が支払基礎日数となります。ただし、月給の場合で欠勤日数分が差引かれる場合は、就業規則等により会社で定められた日数から欠勤日数を差引いた日数が支払基礎日数となります。対象となるのは支払基礎日数が17日以上あることが必要とされており、17日未満の月は除外して平均額を出します。

(3) 短時間就労者(パートタイマー等)の場合

- ① 4・5・6月の3か月のうち、支払基礎日数が17日以上ある場合は、その月の報酬総額を平均して標準報酬月額を決定します。
- ② 4・5・6月の3か月のうち、支払基礎日数がいずれも17日未満の場合は、3か月のうち支払基礎日数が15日以上ある月の報酬総額を平均して標準報酬月額を決定します。
- ③ 4・5・6月の3か月のうち、支払基礎日数がいずれも15日未満の場合は、従前の標準報酬月額で定時決定します。

(4) 特定適用事業所に勤務する短時間労働者の場合

短時間労働者の算定基礎届は4・5・6月の支払基礎日数が11日以上ある月の報酬で決定することとなります。

◎短時間労働者とは

1週間の所定労働時間が通常の労働者の4分の3未満、1カ月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満、またはその両方の場合で、次の要件をすべて満たす方が該当となります。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上あること
- ② 雇用期間が継続して2カ月を超えて見込まれること
- ③ 賃金の月額が88,000円以上であること
- ④ 学生でないこと

- ⑤特定適用事業所または国・地方公共団体に属する事業所に勤めていること
 ※制度改正により、令和4年10月からは通常の労働者と区分なく「雇用期間が2カ月を超えて見込まれること」が要件になりました。

3 届出方法

(1) 提出方法

7月1日現在全ての被保険者に係る被保険者報酬月額算定基礎届を7月10日までに下記事務センターへ郵送又は、電子申請による届出をお願いします。

(2) 提出いただく書類等

①算定基礎届

期限までに提出していただきますよう、お願いいたします。

月額変更届について

被保険者の報酬が昇(降)給など、固定的賃金の変動に伴って以下の要件に該当したときは、定時決定(算定基礎届)を待たずに標準報酬月額が改定されます。これを随時改定といいます。

1 随時改定に該当する方

次の3つのすべてに該当する方は月額変更届の提出が必要になります。

- (1) 昇給や降給等により固定的賃金に変動があった。
- (2) 変動月から数えた3か月間に支給された報酬(総支給額)の平均月額に該当する標準報酬月額と、これまでの標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた。
- (3) 3か月とも支払基礎日数が17日(特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日)以上ある。
 ただし、固定的賃金が上がったのに残業手当などの非固定的賃金が減ったため、標準報酬月額が下がった場合や、固定的賃金が下がったのに非固定的賃金の増加で標準報酬月額が上がった場合は対象外となります。

2 固定的賃金の変動

固定的賃金とは、毎月の支給額や支給率が決まっているものをいいますが、その変動には次のような場合が考えられます。

- (1) 昇給(ベースアップ)、降給(ベースダウン)
- (2) 給与体系の変更(日給から月給への変更等)
- (3) 日給や時間給の基礎単価(日当、単価)の変更
- (4) 請負給、歩合給等の単価、歩合率の変更
- (5) 住宅手当、役付手当、家族手当等の固定的な手当の追加、支給額の変更

3 届出方法

随時改定に該当した場合は、月額変更届に記載して下記事務センターへ郵送又は電子申請による届出をお願いします。

算定基礎届・月額変更届の送付先

〒330-8530 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-20 住友生命浦和テクノシティビル3階
 日本年金機構 埼玉広域事務センター
 (事務センター名と郵便番号を記載するだけで届きます)

〈届書の作成や電子申請の方法に関するお問い合わせ先〉

詳しくは日本年金機構のホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>) をご覧いただくか
 年金加入者ダイヤル (0570-007-123 (050で始まる電話でお掛けになる場合は03-6837-2913))
 又はお近くの年金事務所へお問い合わせ下さい。

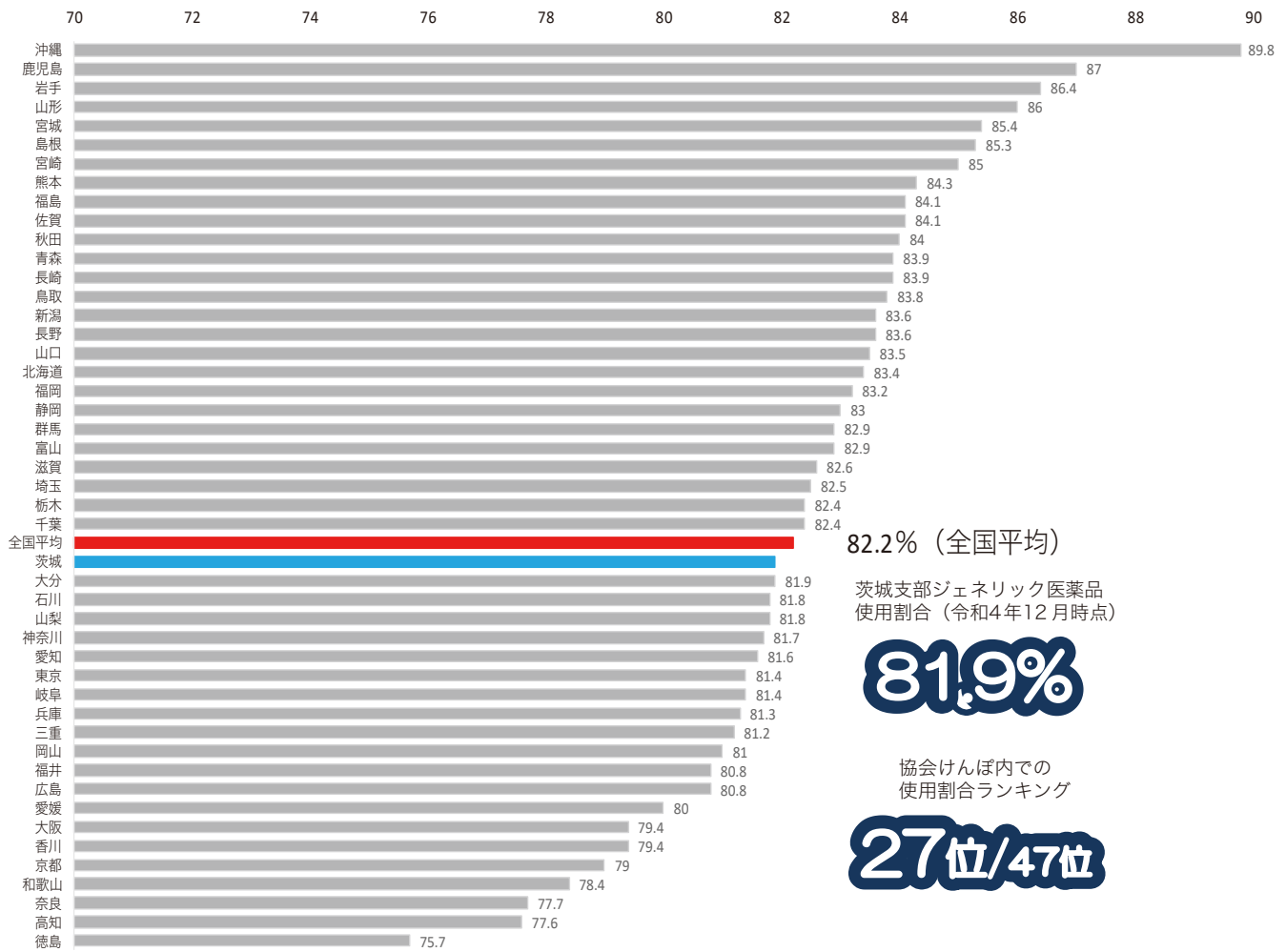
協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

お薬代が節約できる！
ジェネリック医薬品の普及を推進しています

協会けんぽでは、加入者のみなさまのお薬代の負担軽減や健康保険財政の改善につながり、医療費や保険料率の伸びを抑えられることから、ジェネリック医薬品(後発医薬品)の普及を推進しています。

茨城支部の使用割合はどれくらい？

ジェネリック医薬品使用割合 (令和4年12月分)



茨城支部内のジェネリック医薬品使用割合は、年々増加傾向にあります。しかし全国平均をなかなか上回ることができておらず、全国平均まであと少しのところまでできています。

ジェネリック医薬品は、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に同じ有効成分を使用して作られたお薬です。

効き目や安全性は新薬(先発医薬品)と同等であると国から認められており、研究・開発費がかからない分、価格が抑えられるのでお薬代の軽減につながります。

ジェネリック医薬品の使用割合は健康保険料率に影響します！

平成30年度より導入された「**インセンティブ制度**」(詳細は4月号参照)の5つの指標に『後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用割合』が含まれていますので、お薬を受け取る際は、積極的に「ジェネリック医薬品」をご選択ください。

ジェネリック医薬品の供給について

現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合があります。切り替えを希望される方は、医療機関や薬局とよくご相談ください。

健康保険委員の登録・変更はお済みですか？

協会けんぽでは、健康保険の事務ご担当者さま(健康保険委員)に向けて、健康保険に関する情報をお届けしております。この機会にぜひ1事業所に1名以上のご登録をお願いします。

※強制的な業務等は一切ありません。日々の業務に支障のない範囲でご協力いただいております。

また人事異動や退職などで、健康保険委員を変更される場合も、協会けんぽ茨城支部に届け出をお願いします。
(登録書や変更届は、協会けんぽ茨城支部のホームページからダウンロードできます。)

新たに登録するとき → 健康保険委員登録書

人事異動や退職に伴い、
健康保険委員を変更するとき → 健康保険委員変更届

登録書や変更届は、協会けんぽにご郵送もしくは
FAXにてお送りください。

送付先：茨城県水戸市南町3-4-57 FAX 番号
水戸セントラルビル 029-303-2100
全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ茨城支部 メールマガジン会員 募集中！

健康保険制度に関する情報や給付金申請のポイント、健康に役立つ情報や健康コラムなどを
月に1回メールマガジンにて配信しています。この機会にぜひご登録ください！



対象者

パソコンやスマートフォンのメールアドレスを
お持ちの方ならどなたでもご利用いただけます。

内容

- ・保険料率改定のお知らせ
- ・健康保険制度の解説や変更の周知
- ・協会けんぽからのお知らせや最新情報
- ・給付金申請時の留意点
- ・保健師、管理栄養士からの健康づくりお役立ち情報

利用料

無料(通信料除く)

◆◆スマートフォンをご利用の方◆◆
二次元バーコードから登録ができます

スマートフォンのアプリ等で
右の二次元バーコードを読み
取りブラウザを起動⇒登録画
面からご登録ください。



登録・詳細については
こちらのワードで

↓ 検索してください! ↓

協会けんぽ 茨城 メールマガ

検索

土浦年金事務所内の 協会けんぽ特設窓口を閉鎖いたします。

最終営業日 令和5年9月29日(金)

※年金事務所の閉鎖ではありません。

協会けんぽ茨城支部では、お客様のご利用状況を踏まえ、土浦年金事務所内に設置しております「協会けんぽ特設窓口」を9月末をもって閉鎖いたします。

ご利用のお客様には大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解・ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/
発行/企画総務グループ ☎029-303-1580

夏季プール利用補助のお知らせ

社会保険いばらき5月号に同封したチラシで夏季プール利用補助のお知らせをしましたが、「フォレスパ大子」についても利用補助を行うこととなりましたのお知らせいたします。ご家族や職場のお仲間たちとぜひご利用ください。なお、新型コロナウイルス感染症の状況によりましては、急きょ営業を中止または営業時間を短縮したり、施設の混雑状況によっては「入場制限」を実施する場合がありますので、ご利用の際には施設のホームページまたは直接施設へ連絡のうえご確認ください。皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。また、補助券の申し込みをされる場合は、このページをコピーしていただくか、茨城県社会保険協会のホームページの『特典2 レジャー施設の利用案内』から印刷していただき、下記の「プール利用補助券申込書」に枚数・事業所名等をご記入のうえ、返信用封筒（切手貼付）を同封して、茨城県社会保険協会あて送付してください。なお、すでに久慈サンピア日立及びヒューナックアクアパーク水郷の補助券を申請（1施設20枚まで）されている場合は、フォレスパ大子のみ申し込みとなります。

施設名	所在地	補助券利用時の自己負担額	利用期間
久慈サンピア日立 スポーツセンター	日立市みなと町6-1 TEL0294-53-5300	大人（高校生以上） 100円	7月15日（土）～8月27日（日） 詳細は施設へお問合せ下さい
		小人（小・中学生） 無料	
		幼児 無料	
H - NAC ヒューナックアクアパーク水郷 （土浦市水郷プール）	土浦市大岩田601 TEL029-824-6432	大人（高校生以上） 800円	7月15日（土）～8月31日（木） 詳細は施設へお問合せ下さい
		小中学生 300円	
		幼児（4歳以上就学前） 100円	
フォレスパ大子	久慈郡大子町浅川2921 TEL0295-72-6100	大人（中学生以上） 700円	7月15日（土）～8月31日（木） 詳細は施設へお問合せ下さい
		小人（小学生） 400円	
		幼児（3歳以上6歳未満） 200円	

- 利用資格 一般財団法人茨城県社会保険協会会員事業所の被保険者とその家族。
- 申込方法 下記「プール利用補助券申込書」を作成のうえ、必ず返信用封筒（切手貼付）を同封して、一般財団法人茨城県社会保険協会へお申し込みください。折り返し「利用補助券」をお送りいたします。
- 申込期限 **令和5年8月18日まで（申込期限を過ぎてからの交付はいたしませんのでご注意ください）**
- 利用方法 ご利用の際は、プール受付で利用補助券と自己負担額をお支払いください。
- その他 ☆利用補助券は、1枚につき1名1回限り有効です。
☆施設ごとに利用者区分・自己負担額（大人・子供等）が異なりますのでご注意ください。
☆多くの会員事業所の皆さまにご利用いただけるよう、1事業所あたり利用施設ごとに20枚以内とさせていただきます。（必ず利用する枚数のお申し込みをお願いいたします。）**なお、すでに久慈サンピア日立及びヒューナックアクアパーク水郷プールの利用補助券（各20枚）の申し込みをされている場合は、フォレスパ大子のみ申し込みとなります。**
☆久慈サンピア日立スポーツセンターのプールは震災後の改修により25mプール1基と幼児子供用プール1基の2基となり入場制限がかかる場合がありますのでご利用にあたってはご注意ください。
☆暴力団関係者や入れ墨・タトゥ（シールを含む）をされた方の入場は、お断りいたします。
なお、入場後に判明した場合は、すみやかに退場していただきます。
☆返信用封筒が同封されていない場合、記入漏れ等の不備があると発行が遅れることがありますのでご注意ください。
また、返信用切手が貼付されていない場合は、御社のご負担とさせていただきます。

返信用封筒の貼付切手の目安	10枚まで	30枚まで	60枚まで
注：長形3号（12×23.5cm）の封筒をご用意下さい。	84円	94円	140円

お申し込み・お問い合わせは

一般財団法人茨城県社会保険協会
〒310-0021 茨城県水戸市南町3丁目4番12号 常陽海上ビル8階
TEL 029 (226) 8005 <https://www.ibashaho.or.jp>

※社会保険協会の各種事業は、会員事業主様より納入いただいた会費により運営いたしております。

----- 切り取り線 -----

『プール』利用補助券申込書

利用施設	久慈サンピア日立	土浦市水郷プール	フォレスパ大子	合計
申込枚数	枚	枚	枚	枚

◎希望する施設の欄に枚数を記入してください。（すでに申込みをされている施設（1施設20枚まで）に再度の申込みはできません）

健康保険証の事業所番号（7桁または8桁の数字） ※健康保険証カードの氏名上に記載されている記号（数字）	
上記のとおり申し込みます。	令和 年 月 日
一般財団法人茨城県社会保険協会長 殿	
事業所所在地 〒	
事業所名称	
事業主名	
事業所電話番号	

※ご記入いただきました個人情報は、補助事業の運営のみに使用させていただきます。